

【調査の概要】

1 調査の目的

東京都内に居住する子供を養育する世帯の生活実態及び子育ての状況などを明らかにし、東京都における子供家庭福祉施策充実のための基礎資料を得ることを目的とする。（昭和59年度から5年毎に行っており、今回で9回目）

2 調査の根拠

東京都統計調査条例（昭和32年東京都条例第15号）第2条第3項に基づく都指定統計調査

3 実施の概要

(1) 調査基準日

令和4年10月12日（調査期間 令和4年10月12日から同年11月11日まで）

(2) 調査対象者

- ① 東京都内に居住する小学生までの子供を養育する世帯4,800世帯
- ② 東京都内に居住する20歳未満の子供を養育するひとり親世帯1,200世帯
- ③ 上記①及び②の世帯の子供の養育者10,800人
- ④ 上記①及び②の世帯の子供（うち、小学校4年生～中学校3年生）※今回新規

(3) 調査方法

調査員による訪問調査と郵送・インターネット調査を併用し、各方法について調査対象地区を分けて実施した。

- ① 調査員が調査対象世帯を訪問の上調査票を配布し、対象者である養育者（父母）又は子供が該当の調査票に回答を記入後、郵送で提出する。
- ② 郵送により調査対象世帯に調査票を配布し、対象者である養育者（父母）又は子供が該当の調査票に回答を記入後に郵送で提出するか、インターネット上の回答フォームに回答する。

(4) 集計の対象

- ① 子育て世帯の状況（調査票①）
調査の客体6,000世帯のうち、回答を得られた3,013世帯（回収率50.2%）
- ② 子育てに関する意識（調査票②）
調査の客体6,000世帯の子供の養育者10,800人のうち、回答を得られた5,202人（回収率48.2%）
- ③ 子供の意識調査（調査票③）
調査票①の回答があった3,013世帯の小学校4年生から中学校3年生までの子供1,618人のうち、回答を得られた1,440人（回収率89.0%）

4 調査結果の概要と公表

福祉保健局ホームページにも単純集計結果とあわせて掲載している。

なお、結果は速報値のため、本年11月発表予定の確定報告では、一部修正の可能性はある。

福祉保健局トップページ>調査・統計>東京都福祉保健基礎調査>令和4年度東京都福祉保健基礎調査「東京の子供と家庭」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/chosa_tokei/zenbun/reiwa4/index.html

